

## 令和3年度第1回千葉市PFI事業等審査委員会議事録

- 1 日時：令和3年11月24日（水） 午前9時00分～正午
- 2 場所：千葉中央コミュニティセンター8階 海鷗・千鳥
- 3 出席者：（委員）  
山口委員、野本委員、星委員、荒井委員（※1）、是則委員（※1）、  
村岡委員（※2）、森田委員（※2）、  
※1 議題（3）を所掌する臨時委員、当議題審議時のみ出席  
※2 議題（4）を所掌する臨時委員、当議題審議時のみ出席  
（事務局）  
堺総合政策部長、足立資源循環部長、岩田下水道管理部長、江寺政策調整課長、  
奥野廃棄物施設整備課長、山田下水道施設建設課長、高梨下水道計画課長
- 4 議題
  - （1）委員長及び委員長職務代理者の選任について
  - （2）諮問事項について
  - （3）千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業について
    - （ア）実施方針（案）について
    - （イ）要求水準書（案）について
    - （ウ）今後の予定について
  - （4）千葉市南部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業について
    - （ア）実施方針（案）について
    - （イ）要求水準書（案）について
    - （ウ）今後の予定について
- 5 議事の概要
  - （1）委員長及び委員長職務代理者の選任について  
委員の互選により山口委員が委員長に選任され、野本委員が委員長職務代理者に指名された。
  - （2）諮問事項について  
千葉市PFI事業等審査委員会設置条例第2条の規定に基づき、千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業及び千葉市南部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業に係る下記の事項を諮問することを説明し、了承された。
    - ①PFI事業等の実施に関する方針に関する事項
    - ②PFI事業等の方法により実施することが適切であると認める事業の選定に関する事項
    - ③民間事業者の募集に関する事項
    - ④民間事業者の選定に係る基準に関する事項
    - ⑤民間事業者及び当該民間事業者の提出した事業提案書に関する事項
  - （3）千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業について
    - （ア）実施方針（案）について  
千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業の実施方針（案）について審議し、各委員からの意見を踏まえ修正することとなった。
    - （イ）要求水準書（案）について  
千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業の要求水準書（案）について審議し、各委員からの意見を踏まえ修正することとなった。
    - （ウ）今後の予定について  
本日審議した実施方針（案）及び要求水準書（案）について、各委員からの指摘を踏まえた修正を行い、令和3年12月15日に公表予定である旨を報告した。  
また、本審査委員会を令和4年11月までに今回を含め5回開催する予定であり、

- 次回は令和4年2月上旬に開催する予定である旨を報告した。
- (4) 千葉市南部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業について
- (ア) 実施方針(案)について  
千葉市南部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業の実施方針(案)について審議し、各委員からの意見を踏まえ修正することとなった。
- (イ) 要求水準書(案)について  
千葉市南部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業の要求水準書(案)について審議し、各委員からの意見を踏まえ修正することとなった。
- (ウ) 今後の予定について  
本日審議した実施方針(案)及び要求水準書(案)について、各委員からの指摘を踏まえた修正を行い、令和3年12月15日に公表予定である旨を報告した。  
また、本審査委員会を令和4年11月までに今回を含め5回開催する予定であり、次回は令和4年2月上旬に開催する予定である旨を報告した。

## 6 会議経過

### (1) 委員長及び委員長職務代理者の選任について

- 政策調整課長 委員長及び委員長職務代理者の選任についてですが、選出の方法につきましては、本委員会設置条例第4条第2項により、委員の互選によることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。
- 星委員 PFI事業等に関する学識もあり、他都市においてもPFIに関する委員会にてご活躍されている山口委員が適任かと思いますが、いかがでしょうか。
- 政策調整課長 ただいま、星委員より、山口委員を委員長にとのご提案がありましたが、いかがでございましょうか。
- 委員一同 異議なし
- 政策調整課長 それでは、本委員会の委員長につきましては、山口委員に決定したいと存じます。それでは、山口委員、委員長席への移動をお願いいたします。
- (山口委員長、委員長席へ移動)
- 政策調整課長 それでは、山口委員長より、一言ご挨拶をいただきたいと存じます。
- 山口委員長 ただ今より、皆様方の推薦によりまして、本審査委員会の委員長をさせていただきます。よろしく願いいたします。
- 政策調整課長 今後の進行は、山口委員長をお願いいたします。なお、委員会設置条例第4条第4項の規定により、委員長の職務を代理する委員をあらかじめ委員長が指名することとなっておりますので、山口委員長よりご指名をお願いいたします。
- 山口委員長 事務局から説明がありましたように、委員長の職務代理を私が指名することになっております。PFIと法律に詳しく、これまでも千葉市でご活躍されてきました、野本委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。
- 委員一同 異議なし

### (2) 諮問事項について

(政策調整課長が資料に沿って説明)

山口委員長 ただいまの説明について、何かご質問はございますか。

(質問・意見等なし)

山口委員長 それでは、これより審議を行う議題3以降につきましては、不開示情報を含んでおり、非公開となります。傍聴の方は退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

※議題（３）及び（４）に係る会議経過については、千葉市情報公開条例第７条第５号に該当する情報（不開示情報）を含んでいるため、表示していません。

問い合わせ先 千葉市総合政策局総合政策部政策調整課  
TEL 043（245）5057  
FAX 043（245）5476